

少年自然の家に関する利用促進策等提案業務委託  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という）第8条第1項の規定に基づき、少年自然の家に関する利用促進策等提案業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により選定するための手続き等について定める。また、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、本プロポーザル実施に必要な事項はこの実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、業務説明資料、提案書作成要領、提案書評価基準等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別に定める。

- (1) 当該業務の実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 当該業務の実施方針・スケジュール・その他提案
- (4) 具体的な実施方法
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容
  - (2) 企業としての取組
  - (3) 体制、実績、事業管理
  - (4) その他当該業務に必要な事項
- 2 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果についてはその提案者に通知する。
- 4 評価点数の合計が最も高い提案が複数あるときは、提案書評価基準に定める方法で第一順位を決定する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局教育政策統括部総務課長

副委員長 教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課教育イノベーション担当課長

委員 教育委員会事務局教育環境整備部教育施設課長

委員 市民局区政支援部地域施設課長

委員 行財政局共創・ファシリティマネジメント推進室

ファシリティマネジメント推進課担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年4月21日から施行する。